

管内医療機関 様  
(基幹型)地域包括支援センター 様  
居宅介護支援事業所 様

鈴鹿亀山地区広域連合長 末松 則子

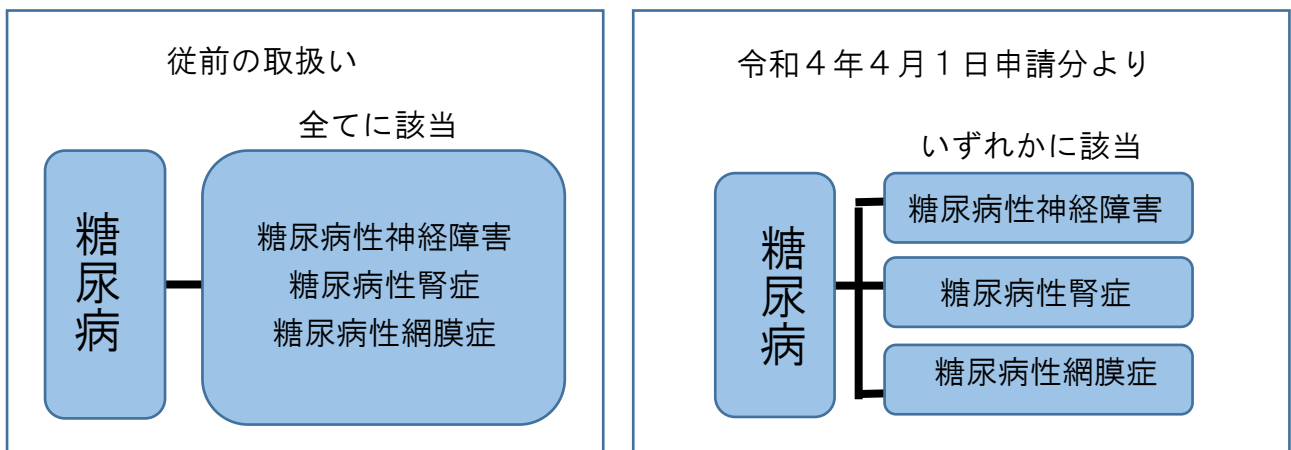
介護保険特定疾病にかかる診断基準の取扱いについて

平素は、介護保険業務に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

40歳以上65歳未満の第2号被保険者が要介護認定を受けるための介護保険施行令(平成10年政令第412号)第2条で定める16の疾病(特定疾病)の内、12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症について、当広域連合では、三重県長寿介護課との協議により、糖尿病の診断を満たした上で、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症の全ての疾病に該当する状態の場合、要件を満たすこととして取り扱っておりました。

この度、厚生労働省老人保険課と三重県長寿介護課の協議により、糖尿病の診断を満たした上で、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症のいずれかに該当した場合、要件を満たすとの見解が示されたため、当広域連合においても、令和4年4月1日受付分より同様に運用することといたします。

つきましては、取扱いの変更について、ご理解ご協力いただきます様お願い申し上げます。



担当：鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 認定G  
TEL：059-369-3203 FAX：059-369-3202